

証券コード 3490
2023年5月15日

株 主 各 位

(本店所在地) 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
(東京本社) 東京都千代田区内神田二丁目8番4号
株式会社アズ企画設計
代表取締役社長 松 本 俊 人

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



■ 当社ウェブサイト <https://www.azplan.co.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」「株主総会」の順に選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、下記ウェブサイトにも掲載しております。



■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アズ企画設計」又は「コード」に当社証券コード「3490」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月30日（火曜日）午前10時（受付時間 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区内神田三丁目24番5号
エッサム神田ホール2号館 5階大会議室
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」を参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第34期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の項目につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 <hr/> 2023年5月30日（火曜日） 午前10時（受付開始:午前9時30分）	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 <hr/> 2023年5月29日（月曜日） 午後5時30分入力完了分まで	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 行使期限 <hr/> 2023年5月29日（月曜日） 午後5時30分到着分まで
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社アズ企画設計 御中
株主総会日 議決権の数 XX股

XXXX年X月X日

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXX

株式会社アズ企画設計

→ **こちらに議案の賛否をご記入ください。**

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

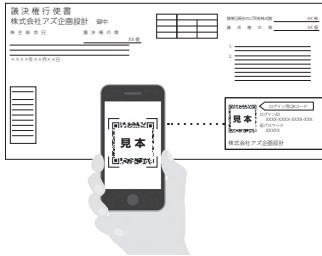
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

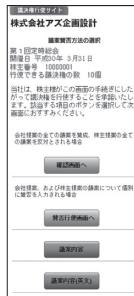
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

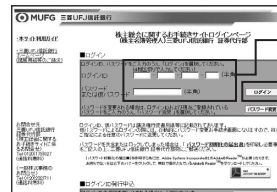
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

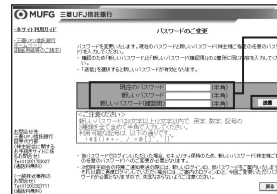
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は「空室のない元気な街を創る」という企業理念の下、入居率や賃料水準の低下等により、収益の改善が必要となった中古不動産を取得し、リノベーションやリーシング（賃貸募集業務）を実施し、収益改善による収益不動産としての資産価値を高めた上で不動産投資家へ販売するという不動産販売事業を中心に事業を展開しております。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染流行の波が繰り返される中で、ワクチンの普及や行動制限の緩和で経済活動の正常化に向けて持ち直しが見られる状況です。一方で、世界経済の先行きの不透明感は増しており、同時に日本銀行による金融緩和の縮小などに注視する必要が出てきております。

当社の属する不動産業界においては、金融緩和が継続していることや記録的な円安が一時進行し、日本不動産の割安感が増したことから需要は底堅く推移いたしました。但し、前述の金融緩和の縮小などは不動産市場に大きな影響を与える可能性がありますので、引き続き注視が必要な状況です。

このような事業環境下におきまして当社は、主力事業である不動産販売事業で24件の販売件数となりました。一方で1棟あたりの販売単価が低下しており、改めて大型物件の取組みを推進していく必要があります。また、販売用不動産在庫は期末としては最大の4,545,724千円となり、2024年2月期以降の販売に寄与する販売在庫を大きく抱えることができています。

この結果、当事業年度の業績として、売上高は9,374,746千円（前期比2.3%減）、営業利益は495,291千円（同37.8%増）、経常利益は349,065千円（同14.9%増）、当期純利益は493,412千円（前期は当期純損失526,674千円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(不動産販売事業)

不動産販売事業におきましては、主に中古物件を購入しリノベーションやリーシング（賃貸募集業務）を行い、付加価値を高めたうえで不動産投資家への販売を手掛けてまいりました。当事業年度は、レジデンス14棟、ビル3棟、店舗付きレジデンス2棟、倉庫2棟、区分マンション2件、保養所1棟を売却いたしました。その結果、当事業年度における売上高は8,620,118千円（前期比3.4%減）、セグメント利益は592,408千円（同8.5%減）となりま

した。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、従来より安定的に収益を上げていた貸しコンテナ、コインパーキング、事業用・居住用サブリースに加え、不動産販売事業において取得した販売用不動産賃料収入等の獲得にも努めてまいりました。その結果、当事業年度における売上高は537,798千円（前期比13.4%増）、セグメント利益は43,942千円（前期はセグメント損失117,296千円）となりました。

(不動産管理事業)

不動産管理事業におきましては、既存顧客に対する管理サービスの向上に努めるとともに、安定収入を増やすべく、新たに販売した不動産の管理受託や、不動産オーナーへの訪問営業による管理受託に取り組んでまいりました。その結果、当事業年度における売上高は216,829千円（前期比11.6%増）、セグメント利益は61,322千円（同44.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は213,139千円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

不動産賃貸事業 南三陸高校寮の新規開設

③ 資金調達の状況

当事業年度中においては、金融機関より販売用不動産投資資金及び運転資金として総額で11,435,900千円の借入と、以下のとおり、SDGs私募債の発行を行い、総額100,000千円の資金調達を行いました。

会社名	発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
当社	第16回無担保社債	2023年2月24日	100,000千円	2028年2月24日

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2020年2月期)	第 32 期 (2021年2月期)	第 33 期 (2022年2月期)	第 34 期 (当事業年度) (2023年2月期)
売 上 高(千円)	5,509,480	7,544,669	9,592,554	9,374,746
経 常 利 益(千円)	48,731	1,037	303,761	349,065
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	13,222	10,386	△526,674	493,412
1株当たり当期純 利益又は1株当た り当期純損失(△)(円)	13.90	10.92	△553.41	515.35
総 資 産(千円)	6,781,679	5,471,634	3,988,851	9,073,767
純 資 産(千円)	1,496,652	1,507,152	982,020	1,474,623
1株当たり純資産額(円)	1,573.88	1,584.92	1,025.68	1,540.18

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

不動産市場においては、エリアやアセットタイプごとに多少の違いはあり、特に当社が主に手掛ける優良な首都圏の1棟レジデンスにつきましては、依然として底堅い需要があります。一方で、日本銀行による金融緩和の縮小が不動産投資家の投資マインドに影響を与える可能性もあり、引き続き注視してまいります。

このような状況下における、当社の事業別の課題は、次のとおりであります。

① 不動産販売事業

付加価値を生み出す開発力を高めることが当面の課題であると認識しております。物件の付加価値を向上させて収益力を高めるには、難易度の高いバリューアップが必要となるため、ノウハウの蓄積及び人材育成、組織力強化を進めてまいります。また、当該事業においては資金需要が旺盛であり、かつ機動的な資金も必要であるため、多様な資金調達手段を確保し、更なる財務基盤の強化を進めてまいります。

新たに取組んでいる不動産開発事業では、工期管理が課題であると認識しております。物件の竣工時期が想定通りにならない場合、当社の業績に影響を与える可能性もあるため、当初見込んだスケジュール通りの建設が進むよう、協力会社と連携をはかってまいります。

② 不動産賃貸事業

イ. 不動産賃貸領域

中古物件を借り上げ、又は取得し、リニューアルにより高収益が得られる不動産に再生する力を継続的に高めることが当面の課題であります。そのためには、企画力・開発力・デザイン力を強化し、バリューアップできる対象物件・手法の拡大をしております。

ロ. 空間再生領域

賃貸住宅の空室率が増加する中で、他物件と差別化できるリノベーション提案力、物件の選定力を高めることが当面の課題であります。そのためには、取引先との関係を強化しリノベーション提案力を高めることと、物件選定力を高めるための人材育成を進め、長期不稼働になっている建物や遊休地を保有する不動産所有者から所有不動産の再生利用を受託できる能力の強化を進めてまいります。

ハ. 宿泊事業領域

民泊事業は、インバウンド需要が戻ってきている中、当社の施設を選んでいただけることが課題だと認識しております。その為にも、一般的な宿泊施設としてだけでなく、他社とは異なる明確なコンセプトを持った宿泊施設とすべく企画力を強化しております。

東北ホテルは、岩手県の3施設についてスケジュール通り譲渡を行うことが重要です。

なお、譲渡が完了すると本領域は重要性が乏しくなるため、空間再生領域に統合する予定です。

③ 不動産管理事業

顧客である不動産所有者より信頼して不動産管理を任せて頂けるよう、不動産関連知識のさらなる向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

事業区分	事業内容
不動産販売事業	不動産の買取再生販売事業を行っております。
不動産賃貸事業	マンション・事務所等の賃貸やトランクルーム、貸しコンテナ、コインパーキング、民泊施設の運営等を行っております。
不動産管理事業	不動産のプロパティマネジメント事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年2月28日現在)

本 店	埼玉県川口市
東 京 本 社	東京都千代田区

- (注) 1. 東京本社については、2023年9月に移転を予定しておりますが、同区内での移転となります。
2. 横浜営業所は2022年8月31日に、東京本社への業務集約のため、閉鎖いたしました。

(7) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43 (12)	4名減	36.3歳	5年4ヶ月

セグメントの名称	従業員数 (名)
不動産販売事業	19 (5)
不動産賃貸事業	8 (2)
不動産管理事業	3 (4)
全社 (共通)	13 (1)
合計	43 (12)

- (注) 1. 従業員数は就業人数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	1,467,000 千円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	845,047
株 式 会 社 S B J 銀 行	667,876
株 式 会 社 群 馬 銀 行	599,000
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	441,943

- (注) 1. 当社は、販売用不動産資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額500,000千円のコミットメントライン契約を株式会社千葉銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高はございません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年9月 (予定) に、東京本社を東京都千代田区丸の内一丁目6番2号新丸の内センタービルディング17階に移転することを取締役会にて決定しております。

2. 株式の状況 (2023年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
(2) 発行済株式の総数 957,500株 (自己株式67株を含む)
(3) 株主数 1,674名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
松本俊人	430,000株	44.91%
合同会社ヒトプラン	200,000	20.89
清田貴臣	18,600	1.94
西村静夫	13,000	1.36
新沼吾史	7,700	0.80
荒谷和宏	6,400	0.67
関口貴士	6,100	0.64
小尾誠	5,500	0.57
植竹勝治	5,000	0.52
楽天証券株式会社	4,600	0.48

(注) 持株比率は自己株式 (67株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年1月16日
新 株 予 約 権 の 数		5 個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 2,500株 (新株予約権 1 個につき500株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 96,000円 (1 株当たり 192円)
権 利 行 使 期 間		2019年1月17日から 2025年1月16日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 5 個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 2 名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名

(注) 1. 新株予約権の行使条件については、以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の役員又は従業員の地位にあることを要す。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めない。
- ③新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - ア. 2019年1月16日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - イ. 2019年1月17日から2022年1月16日までは、割り当てられた新株予約権の40%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。）。

ウ. 2022年1月17日から2024年1月16日までは、割り当てられた新株予約権の70%について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている40%を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。）。

エ. 2024年1月17日から2025年1月16日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

④その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第2回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 2017年10月13日開催の取締役会決議により、2017年11月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く）1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

第3回新株予約権及び第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行

当社は、2023年3月8日開催の取締役会において、以下のとおり、三田証券株式会社を割当先とする第三者割当の方法による第3回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第3回新株予約権」といいます。）及び第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第4回新株予約権」といい、本第3回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議し、2023年3月24日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。

新株予約権の概要

① 割当日	2023年3月24日
② 発行新株予約権数	2,350個 本第3回新株予約権 1,575個 本第4回新株予約権 775個
③ 発行価額	総額3,909,450円 (本第3回新株予約権1個につき1,657円、本第4回新株予約権1個につき1,677円)

④ 当該発行による 潜在株式数	235,000株（新株予約権1個につき100株） 本第3回新株予約権 157,500株 本第4回新株予約権 77,500株 本新株予約権が行使価額修正型に転換された場合の下限行使価額はいずれも1,000円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は235,000株です。
⑤ 調達資金の額 （新株予約権の 行使に際して出 資される財産の 価額）	401,709,450円（差引手取金概算額：387,645,450円） （内訳） 本第3回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 2,609,775円 新株予約権行使による調達額：258,300,000円 本第4回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 1,299,675円 新株予約権行使による調達額：139,500,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。

<p>⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 本第3回新株予約権 1,640円 本第4回新株予約権 1,800円</p> <p>本第3回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第3回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第3回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、本第3回新株予約権の発行要項第17項に定める本第3回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,000円（以下、「下限行使価額」といい、本第3回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第4回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第4回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第4回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（修正日価額）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,000円（下限行使価額。本第4回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
<p>⑦ 募集又は割当方法（割当先）</p>	<p>三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行っております。</p>

⑧ 新株予約権の行使期間	2023年3月27日から2026年3月27日までの期間とする（但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする）。
⑨ その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結しております。</p> <p>本買受契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が割当先の本買受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定されております。</p>

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役 の 状 況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 本 俊 人	合同会社ヒトプラン代表社員
専 務 取 締 役	小 尾 誠	管理部長
取 締 役	河 合 洋 将	企画開発部長
取 締 役	恵 実 幸	不動産営業部長
取 締 役	相 馬 剛	経営戦略部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	鳥 羽 徹 三	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 勝 典	シティア公認会計士共同事務所所長 株式会社はてな社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 山 亨	有限会社セイレーン代表取締役 株式会社トラスティ・コンサルティング代表取締役 I G証券株式会社社外監査役 株式会社イオレ社外監査役 フィンテックグローバル株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	枡 田 由 貴	サンライズ法律事務所パートナー 株式会社日本アクア社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 鳥羽徹三氏、中村勝典氏、大山亨氏及び枡田由貴氏は、社外取締役であります。
2. 鳥羽徹三氏は、長年にわたり上場会社での社内管理業務経験をとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 中村勝典氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 大山亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 枡田由貴氏は、弁護士の資格を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、鳥羽徹三氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約はすべての取締役を被保険者としており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の場合には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、役員報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

役員報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

- ・基本方針

- ア. 企業理念を实践する優秀な人材を確保できる報酬制度とする。

- イ. 各取締役が担う機能・役割に応じた報酬体系とする。

- ウ. 経営環境や業績を反映した報酬体系とする。

- ・報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、毎月の金銭報酬とし、個々の職責や貢献度、会社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

- ・個人別の報酬等の額の決定方針

- ア.業務執行取締役

当社は、任意の報酬委員会などの独立した諮問委員会は設置していないが、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に対し説明を行い、適切な助言を得た後に、取締役会で審議のうえ、代表取締役社長に一任する方法をとっている。代表取締役社長は株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、個々の職責や貢献度、会社の業績等を総合的に勘案して各人別の報酬額を決定する。なお、業績連動報酬等の導入は行っていないが、当社にふさわしい役員報酬のあり方について、引き続き検討を進める。

- イ.社外取締役

社外取締役の報酬等は、業務執行の独立した立場から経営を監督及び助言する立場を重視し、固定の金銭報酬のみで構成する。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを、独立社外取締役に対し説明を行い、その助言が反映されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年5月30日開催の第33回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年5月30日開催の第33回定時株主総会において、年額50百万円と決議されております。

③取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議により一任をされ委任を受けた議長である代表取締役社長松本俊人が、上記決定方針に基づき決定します。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うにあたり、最も適しているためであります。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			役員 の員 数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	67,650 千円 (-)	67,650 千円 (-)	- 千円 (-)	- 千円 (-)	5名 (0)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 （うち社外役員）	82,650 (15,000)	82,650 (15,000)	- (-)	- (-)	9 (4)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・中村勝典氏は、シティア公認会計士共同事務所所長並びに株式会社はてな社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・大山亨氏は、有限会社セイレーン代表取締役、株式会社トラスティ・コンサルティング代表取締役、I G証券株式会社社外監査役、株式会社イオレ社外監査役、並びにフィンテックグローバル株式会社社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・杉田由貴氏は、サンライズ法律事務所パートナー並びに株式会社日本アクア社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 鳥羽 徹三	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、監査役として5回、監査等委員として18回に、また監査役会3回全て、監査等委員会10回全てに出席いたしました。主に事業会社の役員としての経験を踏まえた豊富な経験と見識に基づき、特にガバナンス、コンプライアンスの観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会又は監査等委員会においては、常勤監査役又は常勤監査等委員として監査業務から得た情報を共有し、審議に必要な発言及び監査業務全般に係る発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 中村 勝典	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、監査役として5回、監査等委員として18回に、また監査役会3回全て、監査等委員会10回全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な監査経験と幅広い専門的見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会又は監査等委員会においては、当社の会計・監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 大山 亨	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、監査役として5回、監査等委員として18回に、また監査役会3回全て、監査等委員会10回全てに出席いたしました。証券会社での長い経験、株式上場コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い専門的見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会又は監査等委員会においては、市場の動向・当社の経営管理を踏まえて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 裕田 由貴	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、社外取締役としてとして5回、監査等委員として18回に、また監査等委員会10回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い専門的見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の法務・コンプライアンスなどについて適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 RSM清和監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と企業価値の向上は株主共通の利益であるという前提に立ち、継続的かつ安定的な配当を実施するとともに、事業の発展及び経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させていくことを配当の基本方針としております。

当社の剰余金の配当の回数は、当社定款に基づき、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。また、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、当期純利益を計上いたしましたが、経営体質及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配といたしましたが、今後は業績に基づき機動的な配当を行うことも検討してまいります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、事業の発展及び経営基盤の強化を目的とし、不動産販売事業や不動産賃貸事業への投資など戦略的投資に活用していきたいと考えております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,294,785	流動負債	2,566,362
現金及び預金	3,559,875	買掛金	50,698
売掛金	19,516	短期借入金	887,086
販売用不動産	3,335,889	1年内返済予定の長期借入金	552,048
仕掛販売用不動産	1,209,835	リース債務	1,389
仕掛品	4	未払金	29,910
貯蔵品	2,813	未払費用	86,374
前渡金	72,500	未払法人税等	20,491
前払費用	35,654	前受金	530,759
未収入金	20,550	預り金	158,116
未収消費税等	30,341	賞与引当金	15,211
その他の	10,328	株主優待引当金	5,137
貸倒引当金	△2,525	資産除去債務	31,137
固定資産	778,982	その他の	198,000
有形固定資産	488,582	固定負債	5,032,782
建物	854,228	社債	251,000
構築物	37,553	長期借入金	4,662,182
機械及び装置	1,407	リース債務	2,814
工具、器具及び備品	41,288	資産除去債務	37,190
リース資産	14,262	その他の	79,594
減価償却累計額	△460,159	負債合計	7,599,144
無形固定資産	3,286	(純資産の部)	
商標権	317	株主資本	1,474,623
ソフトウェア	2,721	資本金	171,232
その他の	246	資本剰余金	329,952
投資その他の資産	287,114	資本準備金	151,232
投資有価証券	150	その他資本剰余金	178,720
出資金	10,250	利益剰余金	973,645
長期前払費用	34,481	利益準備金	35
繰延税金資産	207,173	その他利益剰余金	973,610
その他の	35,059	圧縮積立金	60,501
		繰越利益剰余金	913,109
		自己株式	△207
資産合計	9,073,767	純資産合計	1,474,623
		負債純資産合計	9,073,767

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年 3 月 1 日から
2023年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,374,746
売上原価		8,035,664
売上総利益		1,339,081
販売費及び一般管理費		843,789
営業利益		495,291
営業外収入		
受取利息	39	
受取配当金	57	
受取手数料	1,620	
会費収入	554	
投資有価証券売却益	1,256	
その他	932	4,461
営業外費用		
支払利息	74,588	
社債発行費	1,919	
社債発行手数料	1,909	
支払の	68,766	
その他	3,503	150,687
経常利益		349,065
特別補助金収入	87,500	87,500
特別損失		
固定資産除売却損	7	7
税引前当期純利益		436,558
法人税、住民税及び事業税	77,674	
法人税等調整額	△134,527	△56,853
当期純利益		493,412

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月26日

株式会社アズ企画設計
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 菅 義 郎
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アズ企画設計の2022年3月1日から2023年2月28日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

- (1) 第3回新株予約権及び第4回新株予約権（行使価格修正型新株予約権転換権付）の発行
- (2) 東京本社の東京都千代田区丸の内一丁目6番2号新丸の内センタービルディング17階への移転を決定（2023年9月予定）

2023年5月8日

株式会社アズ企画設計 監査等委員会

常勤監査等委員
(社外監査等委員) 鳥羽 徹三 ㊟

社外監査等委員 中村 勝典 ㊟

社外監査等委員 大山 亨 ㊟

社外監査等委員 杉田 由貴 ㊟

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	まつもと としひと 松 本 俊 人 (1960年4月9日) 【再任】	1993年5月 当社代表取締役社長（現任） 2014年6月 合同会社ヒトプラン設立 代表社員（現任）	630,000株
2	お び まこと 小 尾 誠 (1977年11月23日) 【再任】	2001年12月 (有)藤木商店入社 2004年4月 当社入社 2008年3月 当社取締役管理部長 2014年4月 当社常務取締役管理部長 2016年4月 当社専務取締役管理部長（現任）	5,500株
3	かわ い よう すけ 河 合 洋 将 (1980年12月29日) 【再任】	1999年6月 龍設備工業入社 2007年1月 (株)レインボータウン入社 2009年1月 和光アールイーアイ(株)入社 2011年10月 (株)アベックス・キャピタル入社 2015年5月 当社入社 2016年4月 当社企画開発部長 2017年8月 当社執行役員企画開発部長 2018年4月 当社上席執行役員企画開発部長 2020年8月 当社上席執行役員投資企画事業部第1 投資企画部長 2021年7月 当社取締役投資企画事業部第1投資企 画部長 2022年2月 当社取締役企画開発部長（現任）	2,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
4	恵実幸 (1971年6月9日) 【再任】	1994年4月 大倉建設(株)(現株大倉)入社 2000年12月 (株)イー・ディー・ワークス入社 2020年5月 当社入社 当社企画開発部横浜営業所本部長 2020年8月 当社投資企画事業部第2投資企画部長 2020年9月 当社執行役員投資企画事業部第2投資企画部長 2021年7月 当社取締役投資企画事業部第2投資企画部長 2022年2月 当社取締役不動産営業部長(現任)	—
5	相馬剛 (1967年7月27日) 【再任】	1991年4月 住友信託銀行(株)(現三井住友信託銀行(株))入社 2015年10月 三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)出向 2019年5月 ルナパートナーズ(株)設立代表取締役就任 2022年4月 当社入社 当社経営戦略部長 2022年5月 当社取締役経営戦略部長(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 代表取締役社長松本俊人氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社ヒトプランが保有する株式数も含んでおります。
3. 当社は、すべての取締役を被保険者とした、役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

(参考) 議案が承認可決されたのちの役員構成
 各取締役候補者の主な専門的経験分野と特に期待する分野等は以下の通りです。
 (候補者の有する全ての知見を表すものではありません)

氏名	就任後の役職	企業 経営	不動産 ビジネス	営業/ マーケテ ィング	財務/ 会計/ ファイナ ンス	人事/ 労務/ 人材開発	ESG	法務/ コンプラ イア ンス/ リスク 管理
松本俊人	代表取締役 社長執行役員	●	●	●		●	●	
小尾誠	取締役 専務執行役員	●	●		●		●	●
河合洋将	取締役 執行役員		●	●				
惠実幸	取締役 執行役員		●	●				
相馬剛	取締役 執行役員		●	●	●			●
鳥羽徹三	取締役 (常勤監査等委員)				●			●
中村勝典	取締役 (監査等委員)				●			●
大山亨	取締役 (監査等委員)				●			●
杉田由貴	取締役 (監査等委員)					●		●

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内神田三丁目24番5号
エッサム神田ホール2号館 5階大会議室
TEL 03-3254-8787



- 交通 JR「神田駅」 東口より 徒歩2分
東京メトロ銀座線「神田駅」 4番出口 徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」 A1出口 徒歩5分
都営新宿線「小川町駅」 A1出口 徒歩5分

※駐車場のご用意はいたしておりません。お車でのご来場はご遠慮ください。
※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。